



令和5年10月17日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
都市政策課	地域計画係	小林 美奈	内線 4717 直通 058-272-8648 FAX 058-278-2764

## 県屋外広告物講習会修了証書の誤交付について

このたび、標記講習会の修了証書の誤交付が発生しましたので、ご報告します。

### 1 誤交付の概要

対象者	誤交付の内容
1名	講習会の欠席者に対し、修了証書を交付し、郵送したものを。

### 2 原因

- ・ 県屋外広告物講習会は、県屋外広告物条例第37条に基づき開催し、同条例施行規則第25条に基づき、県が岐阜県広告美術業協同組合（以下、「組合」という。）に委託。
- ・ 9月22日に講習会を開催。組合は、対象者（1名）が欠席したにも関わらず、出席したと誤って後日、県に報告し、県は報告に基づき修了証書を作成・交付した。
- ・ 講習会の修了証書は、講習会当日に出席者自らが住所・氏名を記載した封筒を用いて後日送付する。対象者は当日欠席したため、封筒は未記入であったが、県担当者は対象者が記入を忘れたと勘違いし、封筒に対象者の住所・氏名を代筆し、送付を行った。

### 3 経緯

- ・ 9月22日：講習会開催  
申込者：85名、当日出席：82名、欠席：2名、途中退席：1名
- ・ 10月 4日：修了証書を交付し、郵送
- ・ 10月 6日：対象者から県へ、出席しなかったにも関わらず修了証書が郵送された旨連絡があり、誤交付が判明した。  
※対象者に謝罪し、県に返送いただきました。

### 4 再発防止策

- ・ 事業着手時の打合せ時において、県・組合と事業の進め方、手続きの確認を行う。
- ・ 組合は、県へ報告する受講者名簿を作成する際には、出席者自ら住所・氏名を記載した封筒と突合を行う。
- ・ 県は、封筒と出席者名簿の不突合が発生した際は、組合や対象者本人に確認を行う。